

令和6年度第1回入札監視委員会議事録

1 日 時

令和6年7月9日（火） 午後2時から午後4時まで

2 場 所

本庁舎1階101共用会議室、102共用会議室

3 出席者

【委 員】

井町委員長、土屋委員、渡邊委員

【事 務 局】

財政局 資産管理部 岡田部長

資産管理部契約課 吉留課長、今野担当課長、

和田調整係長、中村土木契約係長、

柿野建築契約係長

【設計担当】

まちづくり局 施設整備部公共建築担当

竹村担当課長、河井担当係長、
竹内担当係長、坂木主任、沼尻
職員

上下水道局 下水道部施設課

西澤課長、和氣担当係長、井上担
当係長

多摩区役所道路公園センター 整備担当

後藤担当課長、橋本担当係長、長
澤主任

建設緑政局 みどりの保全整備課

舞木担当課長、鈴木課長補佐、村
田職員

環境局 施設部施設整備課

菅原職員、松永職員、和田職員

上下水道局 総務部管財課

春林担当係長

交通局 企画管理部経理課

田中職員

病院局 総務部経営企画室

館係長

4 議 題 (1) 入札・契約手続の運用状況等について

(2) 令和5年10月1日から令和6年3月31日までの発注工事の抽
出事案について

(3) その他

5 公開・非公開の別 公開（一部非公開となる場合あり）

6 傍聴者数 1名

7 発言の主な内容

事務局 [令和6年度第1回入札監視委員会の開催宣言]

事務局 [議題（1）について]

○「入札参加方式別発注工事総括表」（資料1）について報告

市長部局・上下水道局・交通局・病院局において、令和5年10月1日から令和6月3月31日までに契約した工事について、契約方法別に件数を報告

○「入札方式別発注工事一覧表」（資料2）について報告

表示内容について説明

（工事名・工事種別・契約金額・落札率、予算執行課及び随意契約の根拠法令等）

○「令和4年度下半期指名停止等一覧」（資料3）について報告

「川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱」に基づき、令和5年度下半期に指名停止等を行った事案を報告

[事務局説明に対する質疑について]

土屋委員

資料1に記載の不調件数について、契約金額250万以下の不調について件数に含まれるのか。また、資料1は部局毎に不調件数が記載されているが、工事種別としてこういうものが不調になりやすいという傾向はあるか。

今回の報告案件から変動型最低制限価格方式の試行案件が含まれるようになったと思うが、これらの案件は落札率が低めに出てるよう思うが、そういった傾向があると現時点で捉えているか。

資料4の指名停止等一覧について、5番の事案で文書での警告をしているが、この文書とはどういった基準で出されているか。指名停止を検討した上で該当しないと判断した案件に必ず出しているのか、それとも指名停止には至らないが、問題があるというケースで出しているのか。

事務局

資料1については、契約課で契約手続きを行っている案件のリストアップであるため、契約金額250万円未満の不調は含まれていないが、不調自体はあり得たという認識である。不調になりやすい業種としては、昇降機関係等が技術者不足という声も聞いており、不調になりやすい傾向と分析している。

変動型最低限価格方式については、今回の報告期間で変動型を試行した案件は計7件あるが、いずれもくじになっていないということで一定の効果はあると認識している。金額については、事業者が慎重な姿勢で、標準偏差から外れることを避けて低めの金額で応札した結果ではないかと分析している。

指名停止に係る警告文書については、委員の仰るところの後者の運用である。指名停止の要件に該当しない場合であって、例えば同一の業者が同じような問題を繰り返し起こすとか、要綱や運用指針上は指名停止に該当はしないけれども、内容的にあってはならないというような場合に警告を出すことが考えられる。

渡邊委員

資料3の市長部局の指名競争のくじ引きによる落札決定の件数の割合が非常に高い印象を受けるが、どういったことが原因か。

事務局	<p>あくまで推測になてしまふが、指名競争入札は一般競争入札に比べて参加の意欲が高いと見られる業者が多く、正しく積算して応札をする業者が多く、結果としてくじ引きの確率があがっているのではないか。</p> <p>また、一般競争入札はそもそも参加者がおらず、その結果としてくじ引きにならないということもある。</p>
渡邊委員	<p>くじ引きになっているということは同額の入札だったということで、以前から疑問に思っていることだが、積算すればほぼ予定価格がわかつてしまうということが、果たして公平な入札になるのか。</p>
事務局	<p>特に土木系の工事については、積算の基準だとか単価を公表できる範囲で出来るだけ公表し、同じ条件になるようにしている。予定価格をそのまま示しているわけではなく、入札の競争性や透明性確保のため、出来る限り情報を公表する中でこうなっている形である。</p>
渡邊委員	<p>入札の透明性という点ではいいのかもしれないが、落札率の割合も非常に高い印象で、そういう積算方法でいいのかという思いがある。他の先生方はどうお考えか。</p>
井町委員長	<p>この問題意識は、現状の委員構成になってからずっと申し上げてきているところ。国の基準があり、それを市が援用しているので中々変わりづらいというのは理解しているが、我々の立場として競争入札は公平であるべきという立ち位置でこういう役割にいるので、可能な限り競争性が保たれていく方法で運営の変更とか議論を望んでいる。</p>
土屋委員	<p>競争性担保と言ひながら最後がくじ引きになってしまふと、前段階がなんだったのかという点はあり、検討の余地がまだ残っているのではないかと私自身は考えている。</p>
事務局	<p>結果的にくじ引きになっているという点は我々も認識しており、変動型最低制限価格の制度を導入したりだと、そういう改革を引き続き検討してまいりたい。</p>
渡邊委員	<p>変動型というのは中々いいのではないかと感じている。トライアンドエラーだと思うが引き続き改革を検討してほしい。また、次に資料4の6番目の指名停止の要件が履行期限を遅延したとなっているが、これはどれぐらい遅延したのか。</p>
事務局	<p>遅延は18日間となっている。本市の指名停止の判断基準として工事以外の場合は2週間以上遅延した場合は指名停止の対象になるという形で定めており、それに該当したという形である。</p>
渡邊委員	<p>遅延が2週間以内だった場合はどうなるのか。何もなしなのか、先ほどの5案と同じように文書での警告という形か。</p>
事務局	<p>具体的な遅延の理由や、同じ業者が過去にも同じような遅延を発生させているかどうかも踏まえて、案件ごとに判断することになる。</p>
土屋委員	<p>指名停止でもう1件伺いたい。資料4番号2の指名停止について、久米設計は指名停止期間が5月31日まで、ランドブレーンは同日から指名停止となっているが1月16日に解除された形になっているが、これはどう違うのか。</p>

事務局	ランドブレーンが指名停止解除になった事由としては、当初解雇された社員が不起訴処分になったということで事業所から報告があった。警察から出た不起訴処分告知書の写しを貰ってそのことの確認が取れたので、指名停止要綱第4項第6条に基づき解除した。
井町委員長	今回の報告範囲に含まれる案件の中で、大きく変わったのは変動型最低制限価格方式の試行対象案件が含まれることだと思っている。実際に今7例やってみて、市としてどのように分析しているのかを教えていただきたい。今試行の段階だが、今後どうなっていくのかも含めて教えてほしい。
事務局	全てくじ引きにならず業者が決定していることから、一定の競争性が得られたというところで、効果はあったと認識している。現在、業種の舗装に限定して試行している段階で、今年度も引き続き試行を続けていく中で、業者の意見をアンケート等で伺いつつ、例えば業種を拡大するといった可能性も含めて検討していく。
井町委員長	先行自治体の名古屋市はもっと広く採用していると思うが、川崎市も業者の意見等伺っていくということだが、期間的な目途というか、こういう結果が出たら拡大するといったようなイメージはあるのか。
事務局	昨年から今のところ試行で7件という状況なので、もう少し件数を蓄積して分析の材料としたいということに加え、事業者の側についても、この制度への理解が十分に浸透していないと業種拡大や本格実施は難しいと考えているので、いつから拡大するだとか本格実施するというところは未定という状況である。
井町委員長：	その流れで伺うが、資料3のくじ引き件数について、昨年と今年でそこまで差がないようだが、これは変動型の試行件数がまだ7件しかないということで、影響がまだないという認識で良いか。
事務局	仰るとおりまだ7件なので、くじの件数に大幅な影響を与えるような件数が現時点ではまだない。
井町委員長：	くじの件数が減っていくことを期待して、ぜひまた試行を進めていただければと思う。
【委員長により他に質疑がないことが確認され、次の議題へ】	
井町委員長	[議題（2）について]
	議題（2）の「令和5年10月1日から令和6年3月31までの発注工事の抽出事案について」事務局からの説明を求める。
事務局	○一般競争入札の抽出事案「中部児童相談所新築工事」の入札条件・落札結果等について説明
[一般競争入札の抽出事案「中部児童相談所新築工事」の事務局の説明に対する質疑について]	

土屋委員	規模を拡大する工事かと思うが、元の面積からどの程度大きくなつたのか。居室を全体的に増やし、何人くらいが入ることができるようになったのか。
設計担当	規模として建築当時は約1200平米で、今回は約3400平米になっているので、間に細かい増築等はあったが、新築当時から比べると2200平米ほど増えた形である。定員超過が生じており、居室の面積がえることになる。定員は、幼児用の二人部屋や四人部屋と、個室を含めて60名が定員である。
土屋委員	了解した。また違うところで確認したい。開札状況表を見ると入札毎に辞退が増えていて、最終的に2社しか残っていないが、辞退になる要因として何が考えられるか。また、25ページの評価調書について、技術評価点が第3回のところは記述があるが、第1回と第2回の記述がないのはなぜか伺いたい。
事務局	辞退になる要因としては、再入札実施の通知を入札参加業者に通知するが、その際に予定価格には到達していない中で1番低い応札の金額、最低入札金額、金額を示した上で再入札通知を送付している。その価格も見据えた上で、金額的に折り合いがつかないと判断した業者が辞退札を入れたと類推をしている。2点目の評価調書については、技術評価点の算定は開札の時点で行うが、第3回までの入札で辞退札を入れた会社については技術評価点を算出しないため、表記していない。
渡邊委員	同じような質問になるが、開札状況を見ると入札3回目でやっと落札者が現れたということで、予定価格が業者の本来あるべき金額よりも低かったということではないかと思うが、こういった乖離はどこに原因があると考えているか。また、仮に3回目の入札でも落札されなかつた場合、同じ予定価格で4回目の入札をやっていたのか。
設計担当	昨今の資材高騰のような大きな状況の変化について、どうしても設計してから入札が実施されるまでに3か月程度のタイムラグがあるので、そのあたりの乖離があるのではないかと考えている。設計単価の見直しの頻度を上げるなど、乖離が生じないように対策を図っているところ。
事務局	入札については、原則再入札は1回まで、状況によって再々入札も可能で本市は最大3回まで実施している。3回目で有効に成立しなかつた場合は入札不調となる。
渡邊委員	その場合は予定価格を見直すということか。
事務局	不調の分析は工事担当局にて実施し、見直しの必要があるか等を踏まえた上で再度発注を行うことになる。
渡邊委員	資料22ページの期日についてだが、入札日というのは1回目の入札日か、それとも3回目の入札日か。
事務局	この案件は総合評価落札方式になるので、資料22ページの期日にある入札日というのは、入札締切日である。応札金額と合わせて技術算定資料の評価を行う期間があり、この入札日6月8日から開札日6月20

	日の間までに採点を行い、実際の開札日は、6月20日から3回開札をして、本件は有効に成立した。開札日が6月20日、これが1回目で、落札者決定の28日までの間に、2回目と3回目の入札が行った。
土屋委員	先ほど材料費等、単価の高騰とその見直しの話があったが、単価の見直しの頻度を変えるというのは市単体で可能なものなのか、それとも国や県に基準があり、その指針に従って見直すものなのか。
設計担当	単価の見直しについては、基本的に基準となるものはあるが、見直しの頻度については各自治体で若干違っているところもあり、本市で頻度を上げることは可能である。
土屋委員	入札である以上、安い金額で落札してもらって進めたいということがある一方で、あまり金額が安すぎると、まさに労務費だとかにしづ寄せが行って、実際に作業している労働者の賃金に悪影響を及ぼすような恐れはないかという懸念があるが、そういった点についてはどう考えるか。
設計担当	公共工事の積算については国交省から出ている積算基準に基づいてやっており、まずそちらで適正な基準が設定されていると考えている。材料費の高騰等、契約の後にも状況の変化はあるが、そういった場合は約款に基づく手続きで、スライド条項を適用するといった形で不適当な契約にならないよう図っている。
【委員長により他に質疑がないことが確認され、次の議題へ】	
事務局	○一般競争入札の抽出事案「労働会館改修工事」の入札条件・落札結果等について説明
[一般競争入札の抽出事案「労働会館改修工事」の事務局の説明に対する質疑について]	
土屋委員	資料44ページの工事概要にある「スケルトン改修」と、その次のところにある「特定天井対策に伴う舞台機構設備工事」が具体的にどのような工事が教えてほしい。
設計担当	スケルトン改修という用語の定義については、いわゆる骨組を残して、それ以外の内装だとか電気の機械の設備だとかそういうものは全部撤去して新たに更新するものである。特定天井対策に伴う舞台機構設備工事は、高さ6メートル以上の室内の天井につきまして、建築基準法の改正があったが、この建物はその基準が定められる前に作られた天井であるため、既存不適格という状態になっており、今回、法令基準に合わせた天井を対策するという工事である。合わせて、今回、舞台もかなり老朽化しているので、改修することとした。
土屋委員 事務局	資料45ページの開札状況表について、鉄建建設の無効理由は何か。 入札の参加資格の審査を行った際、参加資格を持っていなかったため

	資格審査で無効になった。入札が有効に成立した後、最終的に落札候補者の手続きを踏む段になって参加資格を確認し、その段階で無効が判明した。
渡邊委員	私はてっきり鉄建建設の無効は算定資料書に押印がなければ無効になると、資料48ページの概要条件で記載があったので、それに該当したせいかと思っていたが、そうではないということはわかつたが、これは算定資料書に必ず押印しなければならない理由というのはあるか。
事務局	技術算定資料は電子化しておらず、紙での資料提出を求めているため、押印が必須という形で運用している。
渡邊委員	もう1件、46ページで技術評価点が出ているが、1件目の抽出事案の時は予定価格を超過しているということで技術評価をしていなかつたが、今回はしているというは何が違うのか。予定価格を超過しているのなら、いずれにせよ落札はあり得ないのだから算出する必要はないのではないか。
事務局	業者の入札が辞退・無効でない限りは、技術評価点は算出して示している。また、技術評価点の採点は開札日より前に終わっており、開札日に業者の入札金額が分かるという流れになる。
土屋委員	本案件の工期の設定の仕方について教えてほしい。
設計担当	一般的には設計は外部の設計事務所に委託しており、設計事務所が設定するものになるが、当然我々も似たような工事と比較する等して、設計事務所から出された工期が本当に適正なのか、昨今は週休二日制を導入しているので、それに見合った工期になっているかということは確認している。
【委員長により他に質疑がないことが確認され、次の議題へ】	
事務局	○一般競争入札の抽出事案「多摩川水系排水樋管耐震補強その1工事」の入札条件・落札結果等について説明
	[一般競争入札の抽出事案「多摩川水系排水樋管耐震補強その1工事」の事務局の説明に対する質疑について]
土屋委員	資料80ページの工事概要を見ると、いずれの排水樋管、ともにその執行年度がかなり古いが、これまでも補強工事のようなものはされているのか。
設計担当	昭和の時代のことについて詳しい状況は把握できていないが、山王の排水樋管については直前に台風の被害を受けており、耐震補強もしなきやまずいというところもあり、今回、耐震補強もさせていただいている。日々の点検等をしている上で異常があればその都度補修をするような形になろうと思うが、点検の中でそういった事がなかつたため、今回の耐震補強をしなければならなくなつたものと認識している。

土屋委員	承知した。こちらは契約課かと思うが、1件目の抽出事案の、児童相談所の新築工事に係る資料で、20ページの入札参加資格の記載、JVの資格要件アの（ウ）で、退職金共済制度加入を確認できることとして、a、b、cが上がっていて、a以外は、電子入札システムによる申し込みができないとなっているが、今回の工事には、特段記載はされていないが、この違いは何によるものか。
事務局	総合評価と通常の一般競争入札で、若干カテゴリーが、JV等も想定している中でやや違うが、言わんとしているところは全く同じである。
渡邊委員	開札状況表を見ると、第1回の入札で1社以外が全て辞退、不参加になっているが、これはどういった原因があると考えているか。
設計担当	工事場所が河川内ということで、河川の管轄が国土交通省の河川事務所であり、通常の工事にはない手続きや調整があること、また雨が降っていない渴水期に工事を進めなければならない、その時期に工事を完成させてくださいという内容になっているが、万が一何かがあって6月までに工事が完成しなかった場合、非常に雨が降る季節になってしまい、工事中止をかけなければいけないというリスクも考えられ、市の出した積算と事業者の方の積算で、乖離が生じたのではないかと考えている。
渡邊委員	予定価格が示されているわけではないのだから、金額の乖離は入札するまでわからないのではないか。
設計担当	登録単価等でお金の開示をしている部分が多く、はっきりわかるかどうかまではわからないが、積算能力のある業者であればおおむね業者は市の積算は推測できるため。差異があるということは事前に判断できるものと考える。
渡邊委員	先ほどと似たような話かと思うが、本案件だと2回目に100%で落札できているというのが、やはり素人目には不自然に映るが、積算が正確にできたからということか。何かこういう場合に、問題がなかったのかどうか調査するといったことはないのか。
設計担当	市の積算の枠に入った場合で調査をするということはないかと思う。全員辞退といったような場合には、積算がどうだったのか、間違いがなかったか検証しなければならないので確認することはある。
井町委員長	市の積算はある程度公表されていて、それに沿った見積もりが作れてしまって、ある程度こういう金額で入札できるということは一連の流れとして当然理解はした上で、渡邊委員が仰っているのはやはりパッと見100%というのはどうなんだろうということで、我々としてもやはり100%にならないような運用をしてほしいということは申し上げる。本案件は、特定の1社だけが入札して、しかも100%ピンポイントで当てているというのが、穿った見方をすると特定の業者がこの金額で落とせるようにしているんじゃないかと、そういう外形に見えなくもない。渡邊委員が仰っているのは、そういったケースに対して調査も検討もないまま認めていいのかという問題意識を持った発言かと思うが、この点についてはどう考えるか。

事務局	入札の過程において、談合のような話があるという情報提供があれば当然、談合情報の対応マニュアルに従っていったん入札を止めた上で、そういった事実があるかを確認し、疑わしい事案があれば入札を中止するといった対応もあるので、マニュアルに則った対応を取る。一方、この工事は河川というところで、ちょっと特殊な調整が必要であって事業者に負担があつたりということで、そういうところを総合的に加えると調査の必要はないと考えている。
【委員長により他に質疑がないことが確認され、次の議題へ】	
事務局	○指名競争入札の抽出事案「市道中野島 6 2 号線歩道設置（改築）工事」の入札条件・落札結果等について説明
[指名競争入札の抽出事案「市道中野島 6 2 号線歩道設置（改築）工事」の事務局の説明に対する質疑について]	
土屋委員	道路の改築工事や補修工事は、ある程度区域ごとに順繰りにやるのか、それとも状況を見て個別に対応しているのか。また、工事概要資料の工期の箇所に（当初）との記載があるが、この工期は変更になっているのか。こうした工期設定というのは、年間通して件数がどこかの時期だけ凹むといったことのないようにやっているのか、それとも年度のうちこの時期の工事が多い、というようなことがあるのか。
設計担当	当該工事については、過年度に JR 中野島駅やその周辺の商店街について、年次的、計画的に整備している中で、最後に残った箇所を行った工事になる。ただ、陳情や要望を受けてその箇所だけ工事をやることもある。工期については資料に（当初）と記載しているが、これは当初の工期のまま特段延長せず予定通り終えた。道路公園センターで発注する工事においては、年度満遍なく工事が発注できるよう平準化というのを目指して工事を発注している。
井町委員長	この事案がピックアップされた理由というのは、予定価格と落札価格がイコールである、落札率が 100%だからだと思うが、なぜこういう形になったのか、他の業者がなぜオーバーしていたのかも含めてどういった認識かを教えていただきたい。
設計担当	工事場所が中野島の商店街の目の前で駅も近く交通量があり、施工時間も夜間に限定している工事であり、交通規制や商店街との調整業務が生じることを踏まえて、応札を見送った業者や、金額が業務に見合わないと判断した業者が複数いたのではないかと推測している。応札結果が、落札率 100% になったことに関しては、単価の設定等を設計書の中で一部開示しているため、技術力のある施工業者であれば 100% を当てることは不可能ではないと考えている。
井町委員長	落札率が 100% になるような事象は、今後運用等で解決していく

よう引き続き検討いただければと思う。

【委員長により他に質疑がないことが確認され、次の議題へ】

事務局 ○指名競争入札の抽出事案「多摩川緑地上平間地区簡易水洗トイレ基盤整備工事」の入札条件・落札結果等について説明

[指名競争入札の抽出事案「多摩川緑地上平間地区簡易水洗トイレ基盤整備工事」の事務局の説明に対する質疑について]

土屋委員 以前もこの簡易水洗トイレが抽出案件になっていたかと記憶している。細かい点を失念してしまって恐縮だが、新しいタイプの水洗トイレは男性用トイレと男女共同トイレと2つを設置するこの形式がベースということでよいのか。また、例えば身体にハンデのある方の利用等もある程度対応できるものになっているか。

設計担当 簡易水洗トイレの仕様については、川崎市新多摩川プランに基づいて事業を進めている。衛生的に優れていること、多摩川のもつといろんな方の利用を促進するという一面が多摩川プランであるため、女性もトイレを使いやすいようにということで、小便器、男性用の小便器と洋式の大便器の方を個室で分けていく形が一般的な形で標準タイプとなっているためこのタイプとしている。バリアフリー対応としては、入り口からトイレまでスロープでいけるようにしなければならないが、このトイレはそのような形にはなってはいないものの、基本的にこのトイレにたどり着くまで、一般的に駐車場も少なく、更に入り口の堤防も越えてトイレのある場所まで車椅子利用の方が来るというようなことは想定していない。ひとまず汲み取り式の非水洗トイレを簡易水洗トイレに置き換えてき、それが完了したらその先にバリアフリー化というのも当然視野に入れて検討していく。

土屋委員 もう一つ、指名理由書を見ると、記載の理由だけだと指名の要件は書かれているが理由そのものではない、例えば地域のその事業者の育成を図るだとか、地域に精通した事業者であれば円滑な工事の施工ができるといった理由が書かれていないような印象を受けるが、指名理由としてはそういった理由と理解してよいのか。

事務局 地域性等を踏まえて指名しており、その理解で問題ない。

渡邊委員 難易度の高い工事ではないように思えるが、入札の辞退者が多い理由は何か。

設計担当 かなり小規模な工事で、施工時期も1月から3月という業者にとっての繁忙期であるため、この時期に積極的に受注するメリットが薄い工事であるためと推測している。

渡邊委員 結果的に2回、予定価格をオーバーして、3回目によく入札されている。あまり予定価格を安くすると、工事を請け負う業者の方の賃金

が下がったりだとか、安からう悪からうというような工事になってはいけないので、最近の資材高騰等も織り込んだ予定価格とするよう、重ねてお願ひする。

【委員長により他に質疑がないことが確認され、次の議題へ】

事務局 ○随意競争入札の抽出事案「浮島処理センター粗大ごみ処理施設基幹的整備工事」の入札条件・落札結果等について説明

[随意競争入札の抽出事案「浮島処理センター粗大ごみ処理施設基幹的整備工事」の事務局の説明に対する質疑について]

土屋委員 工事概要を確認すると平成7年に竣工し、整備補修を平成20年に行っている。それで今回ということで、だいたい15年ペースぐらいで整備工事をしているという印象だが、今回の整備工事でもおおむね15年程度は保つという理解で良いか。また、この建物自体の対応年数、定期的な修理やメンテナンスを行っていればいつまで使える施設ということになるのか。

設計担当 今回の整備でおおむね15年程度は稼働ができると考えている。浮島処理センター粗大ごみ処理施設という今回対象施設がいつまで使えるかということについては、当該施設は浮島処理センターという敷地の中にあり、そちらが令和17年頃までの稼働を想定している。今回の工事対象施設である粗大ごみ処理施設につきましては、ごみ焼却処理施設から電気を貰ったり、そういうことをやっているので、おそらくはごみ焼却処理施設と同じタイミング、令和17年頃に稼働を停止する見込みと考えている。

渡邊委員 隨意契約で13億以上という非常に高額な工事になるが、予定価格はどのように積算しているのか。高度な技術が使われる工事かと思うので、随意契約業者にこのぐらいかかると言われてしまうと、そのとおりの価格にする以外にないのではないかという印象がある。

設計担当 当然、市側で全ての積算を積み上げられるわけではないので、施工業者に作業人数等を事前に出してもらう形ではあるが、市側としても似たような規模の工事と比較した精査だとか、公共工事の労務単価も踏まえて、言葉は良くないが業者の言いなりにならないよう、しっかり確認や精査を行っている。

【委員長により他に質疑がないことを確認】

井町委員長 令和5年10月1日から令和6年3月31日までの契約については、適正に執行されていたことを確認した。補足で一点、土屋委員から要望があるので土屋委員お願ひします。

土屋委員 今回から算定方式に変動型予定価格算定方式が含まれていると思うが、これがどういう風に行われているのか、委員会としてもチェックできるといいかと思っているので、抽出案件の中に、この変動型のものを1件、しばらくの間入れるというような運用をしていただきたい。

井町委員長 土屋委員の意見は委員会の総意としてお伝えするので、ご対応よろしくお願ひする。

井町委員長 [議題（3）その他について]

事務局 ○次回の事案の抽出委員について

委員会の運営指針により、井町委員長が次回の案件抽出を行うことを確認。

○令和5年度後期の委員会の開催日について

令和6年1月11日（月）午後2時から委員会を開催することについて了承された。

[閉会]

井町委員長 それでは、これで令和6年度第1回川崎市入札監視委員会を閉会する。